

旧若葉小学校利活用事業者
募集要項

(価格固定プロポーザル方式)

令和7年 10 月
立川市

目次

I. 公募スケジュール.....	4
II. 募集要項.....	5
1. 趣旨.....	5
2. 基本方針	5
3. 事業対象地の概要	6
(1) 物件概要	6
(2) 設備及び維持管理等の状況.....	7
4. 利用条件	8
(1) 募集用途	8
(2) 避難所機能の維持	8
(3) 地域活動拠点機能の維持	10
(4) 若葉児童館、若葉学童保育所の移転用地の確保.....	11
(5) 市内事業者の活用	11
(6) 特記事項	11
5. 公募価格	12
6. 公募物件の計画に当たっての留意事項.....	12
(1) 既存校舎等を活用する場合の留意事項.....	12
(2) 建築等に関する制限について	12
(3) 都市計画変更の予定について	12
(4) 地域利用の継続について	13
(5) 若葉町まちづくり方針について.....	13
(6) 周辺環境について	13
(7) 引渡しについて.....	13
(8) ハザードマップ等の情報について	13
(9) 土壌について	14
(10) 地下埋設物について	14
(11) 上水道の埋設管について.....	14
(12) その他附帯工作物について	14
(13) 立木等について	14
(14) 関係図面について	14
(15) その他	14
7. 応募.....	15
(1) 応募資格	15
(2) 応募者の制限	15
(3) 応募受付	16
(4) 使用言語及び単位	17

(5) 著作権の取扱い.....	17
(6) 応募の取下げ.....	18
8. 現地視察の実施.....	18
(1) 申込期間.....	18
(2) 申込先.....	18
(3) 開催日.....	18
9. 質疑等.....	18
(1) 質疑の方法.....	18
(2) 回答.....	18
(3) 追加情報等.....	19
10. 選定.....	19
(1) 選定方法.....	19
(2) 審査の基本的な考え方.....	19
(3) 通知及び公表.....	20
11. 基本協定の締結等.....	21
(1) 基本協定の締結.....	21
(2) 事業計画書の提出.....	21
12. 契約の締結等.....	21
(1) 土地の契約等.....	21
(2) 建物の契約等.....	24
13. その他留意事項.....	25
III. 添付資料.....	26

I. 公募スケジュール

1	募集要項の配布	令和7年10月27日～12月12日
2-1	現地視察申込書受付	令和7年10月27日～11月5日
2-2	現地視察	令和7年11月12日～19日 ※上記の現地視察申込書の提出が必要
2-3	質疑受付	令和7年11月10日～21日
2-4	質疑回答	令和7年11月28日頃
3-1	応募期間	令和7年12月1日～12日
4-1	書類審査	令和7年12月下旬
4-2	プレゼンテーション審査	令和8年1月中旬
4-3	優先交渉権者の決定及び発表	令和8年1月下旬
5-1	基本協定の締結等	令和8年2月中旬
5-3	事業用定期借地権設定による賃貸借 契約締結、公有財産売買契約締結	事業予定者における必要な手続き完了後、速やかに (令和9年3月まで)
5-4	工事着手	契約締結後、速やかに
5-5	活用開始	令和10年4月を想定（前倒しも可）

II. 募集要項

1. 趣旨

立川市（以下、「本市」という。）は、令和5年6月に策定した「若葉町まちづくり方針」において、旧若葉小学校跡地・跡施設を「公共公益・地域活性化ゾーン」と位置付けるとともに、「民間事業者等による活用を基本」に進めることとしており、一定の公的な役割を期待しつつ、民間のノウハウや資金等による地域の活性化に繋がる活用方法とすることを決定しました。

そこで、跡地等の活用を希望する事業者からの提案を総合的に評価して活用事業者を選定し、当該土地及び建物等を現状有姿のまま賃貸借及び売却を行い、魅力ある跡地等の活用を目指すものです。

2. 基本方針

地域のシンボルであった学校の跡地として相応しい、まちの魅力向上と地域の活性化に繋がる事業を基本として、「若葉町まちづくり方針」で取りまとめた住民意向に沿った活用を目指すものとします。

～「若葉町まちづくり方針」抜粋～

公共公益・地域活性化ゾーン

- ・アンケートやワークショップを通じて本市が把握した住民意向を踏まえ、地域のシンボルであった学校の跡地として相応しい、まちの魅力向上と地域の活性化に資する活用を目指します。
- ・本市の事業やお祭り、運動会等の地域のイベント、スポーツ団体の活動、ボール遊びなど、これまで可能であった活動やワークショップで出た各班のアイデアの実現に配慮した活用を目指します。
- ・跡施設の改修や解体には数億から十数億円の費用が見込まれることから、民間事業者等による跡施設の活用には、本市による新たな費用負担を伴わないことを原則とした活用を目指します。
- ・現在は一次避難所に位置付けられており、防災上貴重な大規模空間でもあることから、一定の防災機能を確保した活用を目指します。
- ・公共施設マネジメントの観点から、財産処分上の制約に留意した上で、原則として歳入の確保に繋がる活用を目指します。
- ・周辺には多くの住宅が立地しており、良好な住環境を維持する必要があるため、現行の用途地域と整合した活用を目指します。
- ・効率的な土地利用に加え、選定された事業者による一体的な土地利用を前提とした活用を目指すとともに、本市や自治会等の地域住民との対話の窓口は当該事業者に一本化します。

想定用途

子育て支援施設、学校等、病院 など

詳細は＜本市ホームページ（若葉町まちづくり方針を策定しました）＞で確認できます。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/sesaku/1024458/1024469/1006607/1006627.html>

※ホームページのURLは、令和7年11月中旬に変更されました。以下、URL記載の箇所も同様です。

3. 事業対象地の概要

(1) 物件概要

所在地	立川市若葉町 4 丁目 2 4 番地の 1				
土地面積	1 6, 2 1 6. 8 4 m ² （公簿面積）				
※全て本市保有	※測量未実施、後述のとおり土地の一部は賃貸借の範囲から除く				
	内 訳	校舎敷地（体育館含む）約 6, 0 0 0 m ² 運動場用地（プール含む）約 1 0, 0 0 0 m ²			
既存建物	建物	建築年度	構造	階数	延床面積（m ² ）
※配置図参照	校舎①-1	昭和 45(1970)年	R C 造	4	2, 565
※耐震補強済	校舎①-2	昭和 51(1976)年	R C 造	4	1, 196
	北校舎②-1	昭和 45(1970)年	R C 造	3	974
	北校舎②-1	昭和 50(1975)年	R C 造	3	720
	体育館④-1	昭和 45(1970)年	R C 造	2	747. 11
	渡り廊下⑮	昭和 45(1970)年	R C 造	3	121. 90
	※上記のほか機械室、プール更衣室、体育倉庫などが存置 その他、防球ネット、遊具、水飲み場等の工作物、立木等も存置				
都市計画	都市計画事業区域	市街化区域			
	用途地域	第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率 60% 容積率 200%）			
	高度地区	25m 第二種高度地区			
	防火・準防火地域	準防火地域			
	※ 必要に応じて、一団地の住宅施設の変更に合わせて、地区計画を設定します。				
接道	北側 幅員約 6 mの市道（立川市道東 98 号線） 東側 幅員約 10mの市道（立川市道東 96 号線） 南側 幅員約 16mの市道（立川市道東 99 号線） 西側 幅員約 6 mの市道（立川市道東 99 号線）				
交通機関	西武拝島線「東大和市」駅から約 1, 100m（徒歩 14 分程度） 立川バス「若葉小学校」バス停から約 350m（徒歩 5 分程度） 「小川橋」バス停から約 280m（徒歩 4 分程度） ＪＲ中央線「立川」駅から約 4, 000m（自動車 20 分程度）				
周辺の公共施設	立川市立立川第九中学校		約 400m（徒歩 5 分程度）		
	立川市立若葉台小学校		約 600m（徒歩 8 分程度）		
	若葉会館・若葉図書館・東部連絡所		約 850m（徒歩 10 分程度）		
供給施設の状況	供給施設	配管等の状況	事業者名		
	電気	接面道路配線 有	東京電力株式会社		

	上水道	接面道路配管 有	東京都水道局
	下水道	接面道路配管 有	立川市環境下水道部下水道管理課
	都市ガス	接面道路配管 有	東京ガス株式会社
避難所指定	一次避難所		
浸水想定	最大浸水深 0.5m未満（敷地の一部）		
土壌汚染	未調査（小学校として使用する以前に工場等が立地した履歴はなし）		
登記	建物は未登記（登記予定）		
経過	平成 30 年 3 月まで 若葉小学校として稼働 令和 3 年 3 月まで 若葉台小学校として稼働 令和 3 年 4 月 若葉台小学校の新校舎移転に伴い稼働停止		
現況	本市の事業や地域団体等の一時的な使用を認める暫定運用を実施中		
	施設	使用目的	使用状況
	校舎	①防災備蓄倉庫 ②地域団体等の使用	①普通教室 1 室を常時 ②月数回程度
	体育館	①スポーツ団体の使用	①週数回程度
	運動場	①スポーツ団体使用 ②地域開放	①週数回程度 ②毎日 （開放時間） 平日：13 時 30 分～17 時 土日祝日：9 時～17 時
特記事項	・既存建物等については、いずれも築後一定の期間を経過していることや、暫定運用の中での使用は限定的であることから、施設運営開始後に不具合が生じる可能性があります。		

（２）設備及び維持管理等の状況

耐震性能	耐震補強済
空調機器	GHP、EHP
自家用電気工作物	設置年月：昭和 46（1971）年 2 月 受電電圧：6,600V 需要設備：205kVA
消防設備、防火設備	消防器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識、防排煙設備あり
災害対策飲料用貯水槽兼受水槽、高架水槽	災害対策飲料用貯水槽兼受水槽：鋼板、20t 高架水槽：FRP、11.4t
アスベスト	外壁吹付材には無し 天井材 2 か所には無し
PCB	受変電設備等の電気機器に PCB 含有無し

4. 利用条件

(1) 募集用途

次の条件を満たす、周辺環境と調和し、敷地全体の長期的な活用ができる事業とします。

① 土地

- ・ 土地は、現状有姿で引渡し、20年間の事業用定期借地とします。ただし、20年間には事業開始に向けた準備期間及び当該契約終了時に土地を更地で返還するための解体工事期間を含みます。
- ・ 擁壁及び境界沿いフェンスは土地に含むものとし、事業用定期借地契約期間中は事業予定者が適正に維持管理することとします。

② 建物

- ・ 建物（既存校舎等）は、現状有姿による売却とします。事業予定者は、既存校舎等の改修等を行って利用することも、改築することも可とします。
既存校舎等には、体育館・プールのほか、物置、遊具、防球ネット等の工作物及び立木も含まれます。（「3. 事業対象地の概要（P6）」参照）
- ・ 建物の用途は、第一種中高層住居専用地域に建築できる用途とします（ただし、住宅（共同住宅、主たる用途としての寄宿舍、下宿、兼用住宅を含む。）は不可）。

③ その他

- ・ 事業用定期借地期間満了時には、公募土地に存在する建築物（地中の杭等を含む。）、工作物（擁壁及び境界線沿いフェンスを除く。）を撤去し、立木を根元から伐採（伐根）のうえ、土地を更地で返還することとします。

(2) 避難所機能の維持

旧若葉小学校は閉校後も一次避難所に指定されています。応募者が旧若葉小学校で行う事業においても、引き続き一次避難所の指定に同意をしてください。事業予定者の決定後、土地の事業用定期借地権設定契約及び建物の公有財産売買契約と同時期に、本市と事業予定者との間で、指定に関する内容等を定めた「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」を締結します。

資料2「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（案）」参照

※標準的な協定条項を示しています。必要に応じて協定条項を調整することがあります。

なお、指定を受けるにあたり、次の①から③に掲げる条件を全て満たす必要があります。また、指定する期間は契約期間と同様とします。

加えて、地域住民の方が参加する防災訓練の実施等により年に数回程度、地域住民や本市職員等が敷地内に立ち入ることがあります。

【一次避難所について】

一次避難所とは、本市内で震度5強以上の地震が発生した場合に開設される、避難生活を送る場所のことです。あらかじめ、市立小中学校等を本市が指定しています。

救出救助資機材や、食料・水・生活必需品等を備蓄しています。一次避難所の主な役割は、1. 自宅が倒壊、焼失してしまった方や自宅での生活に危険が伴う方が、一時的に「生活をする場所」、2. 自

宅で避難生活を送る在宅避難者が、「支援物資や情報を受け取る場所」です。

なお、避難所の運営は、地域住民や避難者で構成された「避難所運営委員会」が行います。

詳細は<本市ホームページ（立川市危機管理対策室防災課）>で確認できます。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/bosai/m-bosai/1008368/index.html>

① 面積・スペース ※発災時にはスペースを無償で供出いただきます。

ア 発災時には、既存校舎（体育館含む）全体相当の屋内避難スペースを供出すること

イ 発災時には、前記の他、炊き出しや仮設トイレ設置、ペット収容場所等の屋外スペースを供出すること

※ 具体的な使用範囲については、事業予定者決定後に本市、避難所運営委員会、事業予定者との協議のうえ決定します。

※ 改修等する際は避難所機能を維持できるよう計画してください。

② 設備

ア 既設の防災備蓄倉庫（64 m²程度）の残置

平時から避難者向けの救出救助資機材や、食料・水・生活必需品など等を格納するため、次のとおり防災備蓄倉庫を提供することとします。

既設の防災備蓄倉庫は、本市が引き続き占有、使用するため残置することとします。新たに建物を建築する場合は、地上階（1階）に現在の防災備蓄倉庫と同程度の施錠可能なスペースを提供してください。

※ 備蓄食料や資機材等の更新のため、年に数回程度、本市職員等が敷地内に立ち入ることがあります。

※ 防災備蓄倉庫に格納する物品の増減により、備蓄スペースの調整をお願いすることがあります。

イ 下水直結式仮設トイレ（通称：マンホールトイレ）の使用のための公共下水道管からの敷地内引込管、マンホール及び地下排水管等の残置（資料4「マンホールトイレ配置図」参照）

下水直結式仮設トイレは、地域防災拠点へ整備している、公共下水道管に直結した屋外仮設トイレです。発災時には、既設マンホールの上に仮設トイレ（平時は防災備蓄倉庫等に格納）を設置して使用します。

※ マンホールトイレの所有権は本市に属します。

※ 地域住民の方が参加する防災訓練の実施や、設備の点検等、年に数回程度、地域住民や本市職員等が敷地内に立ち入ることがあります。

ウ 地域系防災無線機及び固定系防災行政無線の残置又は整備

地域系防災無線機及び固定系防災行政無線は、地域防災拠点に設置される非常用通信設備で、旧若葉小学校では地域系防災無線機は事務室に、固定系防災行政無線は屋上に設置されています。校舎を解体する場合、地域系防災無線機は新たに建築する建物内に整備してください。また、固定系防災行政無線は本市と調整の上、設置場所を整備してください。

なお、移設や本市で行う設備の更新に当たっては、本市の防災無線保守業者と調整のうえ、

整備をお願いします。

※ 地域系防災無線機及び固定系防災行政無線の所有権は本市に属します。

※ 地域系防災無線の定期通信訓練に協力してください。

エ 応急給水栓の残置

応急給水栓は、発災時に飲料水を確保するための設備で、地震に強い水道管に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設です。

※ 発災後、本市職員等が断水状況を踏まえて順次蛇口を開設します。

※ 応急給水栓を使用した際に、水道料金は発生しません。

※ 地域住民の方が参加する防災訓練の実施や、施設内で行う応急給水装置などの点検等、年に数回程度、地域住民や本市職員等が敷地内に立ち入ることがあります。

オ 災害対策飲料用貯水槽兼受水槽の残置

災害対策飲料用貯水槽兼受水槽は発災時に飲料水を確保するための設備で、平常時はトイレ用水等として使用されております。建物に付随する設備のため、既存建物に含みます。

③ 施設管理者（建物所有者）としての役割

ア 発災時は避難所としての使用を優先してください。

イ 避難所運営委員会に参画し、出来る限り防災訓練に参加してください。

ウ 災害発災時等における一次避難所の開設や上記設備の点検等を行う際、敷地や屋内避難スペースの開錠等に協力してください。

エ 施設の安全管理を行ってください。

※ その他詳細な事項については、事業予定者決定後、本市、避難所運営委員会及び事業予定者の3者にて協議のうえ決定します。

※ 風水害時においても、災害の規模に応じて避難所として開設し、使用します。

（３）地域活動拠点機能の維持

当施設は、地域の活動拠点と位置付けていることから、地域住民の利活用ができるよう可能な限り対応してください。

現在、体育館、グラウンド及び1階にある教室の一部を地域へ開放や貸出しており、このまま使用を続けたいというニーズがあります。この地域ニーズを踏まえて、無償または低廉な利用料金で、体育館等を可能な限り地域に開放や貸出してください。開放や貸出できる曜日・時間及び利用方法（鍵の管理方法も含む）については事業者の提案とします。

なお、現在、平日は13時30分から20時、土日祝日は9時から20時まで無償で開放や貸出しています。詳細は「令和6年度 旧若葉小学校暫定利用実績」をご覧ください。

（参考）

・【体育館】平日は週に1枠程度、土日祝日は週に2枠程度利用

・【校庭】平日は月に1枠程度、土日祝日は週に1～2枠程度利用

令和6年度 旧若葉小学校暫定利用実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均	利用率
稼働日数	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359		
体育館															
平日	10	1	5	1	6	4	0	11	2	1	4	17	62	5.2	12.8%
土日祝	6	8	8	9	8	12	9	11	6	9	15	21	122	10.2	35.4%
計	16	9	13	10	14	16	9	22	8	10	19	38	184	15.3	22.1%
校庭															
平日	0	0	0	2	4	4	2	0	0	0	0	0	12	1.0	2.5%
土日祝	9	6	9	5	9	12	12	6	5	3	4	6	86	7.2	24.9%
計	9	6	9	7	13	16	14	6	5	3	4	6	98	8.2	11.8%

【利用率算出条件】

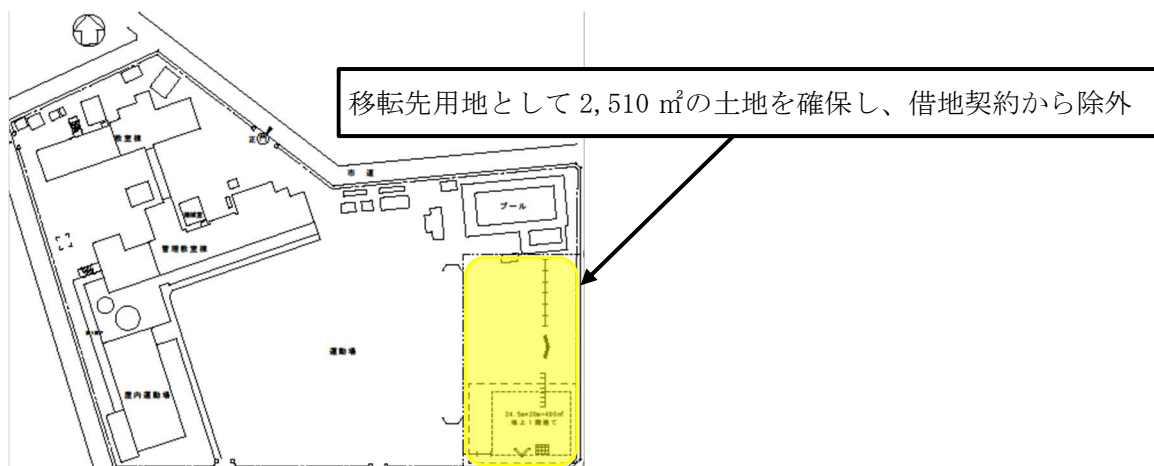
平日 ①13-17時 ②17-20時 を各枠として算出

休日 ①9-13時 ②13-17時 ③17-20時 を各枠として算出（年末年始は貸出していないため算出せず）

（例）〇〇団体 13-20時 ⇒2 と算出するため団体数や利用時間とは一致しない

（４）若葉児童館、若葉学童保育所の移転用地の確保

若葉町まちづくり方針に基づき、若葉児童館及び若葉学童保育所を旧若葉小学校跡地に移転して整備することを計画しております。移転時期は未定となりますが、本市の指定する位置（旧若葉小学校跡地の南東）に2,510㎡の移転先用地を確保します。なお、該当地は借地契約から除外します。



（５）市内事業者の活用

設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（本市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用してください。

（６）特記事項

貸付対象地内に残存する電気・ガス・上下水道・各設備及び備品・物品など全ての残置物については、現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等は事業予定者の負担にて関係法令等に従い適切に実施してください。また、撤去及び処分までは事業予定者の負担と責任において物件を管理してください。また、契約手続上で必要となる不動産登記等にかかる諸経費は、事業予定者の負担とします。

5. 公募価格

土地	貸付料（年額）	53,425,000円
	保証金	53,425,000円（貸付料の年額分）
建物	売却価格	38,610,000円

※詳細は「12. 契約の締結等（P21）」を参照してください。

6. 公募物件の計画に当たっての留意事項

これまで記載した条件等のほか、公募物件を利用するに当たって考慮が必要な事項や、建築や開発に関する一般的な計画条件等は、次のとおりです。

（1）既存校舎等を活用する場合の留意事項

既存校舎等を活用する場合、次の①及び②に掲げる内容に留意し、事業開始に当たって必要となる修繕及び改修工事等の計画並びに事業用定期借地期間中の既存校舎等の維持保全計画についての考え方を提案書に記載してください。

なお、各建物の耐震性については、校舎は平成18年度に耐震診断を実施した上で平成19年度に耐震補強工事を実施、体育館は平成9年度に耐震診断を実施した上で耐震補強が不要である旨を確認しています。

※ 既存校舎等の改修工事を行う際には、関係する法令全てに適合させる必要があります。また、これらに要する一切の費用は、事業予定者の負担とします。

① 修繕工事

旧若葉小学校は閉校後4年が経過しており、既存校舎等を活用する場合は、修繕工事が必要となる場合があります。

現地視察（「8. 現地視察の実施（P18）」参照）等により建物の状況を確認し、修繕計画を立ててください。

② 高さの制限について

建築基準法第55条第1項により建築物の高さは、25メートルを超えてはならないとされています。

（2）建築等に関する制限について

公募土地は、第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）に位置しています。

（3）都市計画変更の予定について

当該地は都市計画法に基づき一団地の住宅施設に都市計画（砂川第二住宅）決定されており、小学校以外の用途で使用する場合は一団地の住宅施設を廃止し、新たに地区計画を都市計画決定する必要があります。

都市計画変更手続きは本市が行いますが、現在の一団地の住宅施設で担保されている静穏な住環境を確保することや、近接する旧清掃工場跡地との一体的な活用を考慮して建ぺい率や容積率の低減のほか、敷地の周囲に歩道状空地や環境緑地帯などの地区施設の都市計画決定が見込まれている

ため、建替え時には建築設計に用いられる敷地面積が減少することに留意してください。

歩道状空地や環境緑地帯などの地区施設の整備は本市が行いますが、施工時期は旧清掃工場跡地の整備状況などと調整したうえで今後決定します。

(4) 地域利用の継続について

既存校舎、体育館、校庭について、事業用定期借地権設定契約及び公有財産売買契約を締結するまでの間は、地域利用を継続することとします。ただし、詳細については別途協議することとします。

なお、本公募開始から土地及び建物の引渡しまでの間に、地域利用によって生じた大きな損耗については、本市が修繕を実施します。

(5) 若葉町まちづくり方針について

事業提案の内容検討に当たっては、立川市若葉町まちづくり方針を確認のうえ、趣旨に沿った内容としてください。

詳細は<本市ホームページ（若葉町まちづくり方針を策定しました）>で確認できます。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/sesaku/1024458/1024469/1006607/1006627.html>

(6) 周辺環境について

公募土地の周辺地区には戸建住宅等が建ち並んでいることを踏まえ、生活環境（音、光、におい、周辺交通等）に配慮した事業計画を検討してください。

(7) 引渡しについて

公募土地及び建物は現状有姿で引渡します。また、公募土地に存在する工作物及び立木等も現状での引渡しとなります。工作物及び建物の状況等について十分確認をお願いします。

なお、物件説明書と現況が異なる場合には現況を優先し、現況のまま引渡します。

(8) ハザードマップ等の情報について

本物件の一部敷地について、防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）の情報は下表のとおりです。

本情報の記載がない場合や過去の災害履歴の該当がない場合でも、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害の可能性がありますのでご注意ください。

	外水	内水
浸水想定区域の該当の有無	無	有
想定被害	—	0m≦浸水深m<0.3m

(9) 土壌について

公募土地は、畑から造成された学校用地です。小学校として使用する以前に工場等が立地した履歴はありません。

(10) 地下埋設物について

公募土地には、電気、ガス、上水道、下水道の埋設管が存在します。

(11) 上水道の埋設管について

公募土地の地下に存在する上水道の埋設管は現状のまま引渡しますが、事業用定期借地期間満了時には、土地の返還と併せて上水道の埋設管を本市に無償で返還することとします。

なお、事業計画において必要な措置（調査、撤去、新設、改造等）及びその費用負担等について、本市は対応しません。

詳細については別途協議することとします。

(12) その他附帯工作物について

公募土地には、防球ネット、水飲み場等が設置されていますが、引渡しは現状有姿で行い（本市が引き続き所有する防災備蓄庫、地域系防災無線機、固定系防災行政無線等を除く。）、事業計画において必要な措置（調査、補修、修繕、改修、撤去、搬出処理、安全対策等）及びその費用負担について、本市は対応しません。

公募土地には擁壁等の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損等が見られる場合もあります。また、擁壁等の構造物について、築造時の図面及び構造計算書、その他の資料はありません。

(13) 立木等について

公募土地には、立木、雑草等がありますが、剪定、除去、伐採及び伐根等の費用負担について、本市は対応しません。なお、事業用定期借地期間満了時には、立木を根元から伐採（伐根）してください。

(14) 関係図面について

土地及び建物に関する図面は、資料1「関係図面」を参照してください。なお、図面は製本の都合上、縮尺等が正確ではありません。

(15) その他

その他、公募土地の利用等に当たって考慮が必要な事項については、応募者において調査してください。

特に、事業提案の内容に許認可等を要するものを含む場合、その内容・スケジュール等、必要に応じて事業提案の内容について関係機関に協議を行ってください。

7. 応募

(1) 応募資格

応募者は次の各号に掲げる条件を全て備える「法人」又は代表法人及びその他の構成法人からなる「法人グループ」とします。

- ① 事業内容が、「4. 利用条件 (P8)」を満たしていること。
- ② 建物等の改修又は建設及び事業の運営等に必要な資力を備えており、「12. 契約の締結等 (P21)」に示す期日までに公有財産売買契約及び事業用定期借地権設定契約を締結し、売買代金及び貸付料等の支払いが可能であること。
- ③ 本募集要項の内容を遵守し、自ら事業を適切に行えること。
- ④ 事業実施に必要な免許、知識、経験（実績）、信用及び技術力を有していること。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）。
- ② 本市における不動産の売払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて次の事項のいずれかに該当すると認められるときから 2 年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても同様とする。
 - ア 本市から指名停止措置を受けている法人。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - オ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。
 - カ 本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ③ 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者。
- ④ 日本国内に主たる事業所（事業統括機能）を有さない者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（立川市暴力団等の排除に関する要綱）。立川市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月 28 日条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する者。
- ⑥ 買い受けた建物又は借り受けた土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がそ

の活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。

⑦ 国税及び地方税を滞納している者。

(3) 応募受付

受付は「④ 応募書類」に定める書類を直接持参してください。郵送による受付は認めません。

① 受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

② 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

※ 持参する前日までに市長公室公共施設マネジメント課に連絡のうえ、受付日時を調整してください（連絡先は「③ 受付場所」を参照）。

※ 法人従業者の方が持参する場合は、従業者証等の本人確認書類の提示をお願いします。

※ 委任状により受任した代理人の方が持参する場合は、本人確認のため、運転免許証等の本人確認書類等の提示をお願いします。

※ 受付時には持参資料の確認等を行います（所要時間10～15分程度）。

③ 受付場所

立川市泉町1156番地の9 立川市役所本庁舎2階50番窓口

立川市市長公室公共施設マネジメント課 電話番号 042-506-0019

④ 応募書類

応募者は、次の書類を各部数提出してください。様式1～5については、資料6「応募書類作成の手引き及び応募書類様式」に基づき作成してください。

必要書類	提出部数
応募申請書・役員等氏名一覧表（様式１・２）	各書類 紙１部 データ１部 （磁気媒体（DVD・R 等）） ※証明書類は、スキャニング等によりデータ化してください。 ※データは一つの磁気媒体にまとめてください。
応募法人概要（様式３）	
法人登記簿謄本及び印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）	
※ 法人グループでの応募の場合、印鑑証明書は代表法人のみで可	
定款（写）	
企画提案書（様式４）：別紙付き	
投資の回収に関する計画（様式５）	
最近３期分の決算関係書類の写し（貸借対照表、損益計算書等）	
納税証明書	
① 「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」 ・ 納税証明書「その１」 （最近２年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額） ・ 納税証明書「その３」又は「その３の３」 （未納の税額がないことの証明書） ② 「法人市民税」 ・ 納税証明書 （最近２年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額）	
許認可事業を行っている場合は、許可書又は認可書の写し	

※ 提出された応募書類は、応募資格の判断や選定のための資料として使用します。

⑤ 注意事項

ア 上記以外の資料の提出等を求めることがあります。提出された書類は、返却しません。

イ 書類作成等は応募者の負担により行うものとします。事業提案の内容に関して、関係部署と協議を行った際に生じた費用等も同様です。

ウ 提出後の応募書類はその事由の如何にかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことは、原則としてできません。提出後に法人情報等重要事項の事実に変更が生じた際は、速やかに連絡のうえ、変更後の書類を再提出してください。

エ 提出書類は、ホチキス留めはせず、ダブルクリップ等でまとめて提出してください。

⑥ 応募後の調査等について

応募後、応募資格の判断や選定のための調査等を実施します。また、選定に当たって、企画提案等についてのヒアリングを行う場合があります。

（４） 使用言語及び単位

今回の公募に関する応募書類、調整及び契約等の言語は日本語、単位はメートル法を使用します。

（５） 著作権の取扱い

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、本市は審査結果の公表等に必要の場合は無償で利用できるものとし、応募者は提案に当た

り、これをあらかじめ了承するものとします。

(6) 応募の取下げ

応募者は、応募を取り下げることができます。応募の取下げは文書によるものとし、直接持参により受け付けます。受付方法は「(3) 応募受付」と同様です。

8. 現地視察の実施

本公募に応募資格のある法人を対象に、個別で現地視察を実施します。現地視察を希望する場合は、資料6「応募書類作成の手引き及び応募書類様式」の現地視察申込書(様式6)に必要事項を記入し、Eメールへ添付のうえ、ご提出ください。

(1) 申込期間

令和7年10月27日(月)～令和7年11月5日(水)午後5時まで

(2) 申込先

Eメールアドレス:k-manage@city.tachikawa.lg.jp

※ メール件名は【現地視察申込】としてください。

(3) 開催日

令和7年11月12日(水)から19日(水)

日時については、現地視察の申込後、別途調整させていただきます。

9. 質疑等

(1) 質疑の方法

質疑がある場合は、資料6「応募書類作成の手引き及び応募書類様式」の質疑書(様式7)により、簡潔にまとめ、質疑受付期間中に次のとおりEメールで送付してください。

① 受付期間

令和7年11月10日(月)から11月21日(金)午後5時まで

② 送付先

Eメールアドレス:k-manage@city.tachikawa.lg.jp

※ メール件名は【質疑書送付】としてください。

(2) 回答

個々には行わず、一括して質疑及び回答の要旨を令和7年11月28日(金)に本市ホームページに掲載します。

(3) 追加情報等

今回の公募について、本募集要項以外の追加情報等がある場合には、本市ホームページに掲載することとします。

10. 選定

(1) 選定方法

- ① 選定は、事業提案の内容を審査する方式で行います。
 - ② 審査及び選定は、「立川市旧若葉小学校利活用事業者選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が行います。
委員会は、立川市旧若葉小学校利活用事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（令和7年立川市要綱第420号）により設置され、利活用事業者の選定についての審議を行います。
 - ③ 委員会では、事業提案の内容を審査し、採点を行います。
なお、応募内容が本募集要項の諸条件等を満たさない場合は、委員会での審査対象としません。
また、応募者が3者を上回る場合は、書類審査の採点結果、上位3者を選定し、上位3者により提案のあった企画内容について、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション審査を欠席した場合は応募を辞退したものとみなします。
 - ④ 書類審査及びプレゼンテーションの合計点で最高点を獲得した応募者を優先交渉権者として選定します。2番目に高かった者を次点交渉権者として選定します（次点交渉権者は、優先交渉権者が基本契約締結に至らなかった場合、又は基本協定書の締結から「事業用定期借地契約」「公有財産売買契約」までに辞退した場合等に繰り上がります）。
また、いずれかの審査項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、得点の如何にかかわらず失格とします。
なお、委員会において定めた基準点を満たさない場合も失格とします。
 - ⑤ 審査の得点が同点の場合は、書類審査の点数の最も高い者を優先交渉権者とします。書類審査の点数も同点の場合は、応募者によるくじ引きで上位を決定します。
- ※ 応募者においては、委員会の委員に対し、当該審査に関する問合せや不当な要求を行うことを禁止します。このことに違反した場合は、失格とします。

(2) 審査の基本的な考え方

審査の基本的な考え方については、別記のとおりです。

委員会では、審査の基本的な考え方を参考に、委員会における審査項目を定めるとともに、それに基づいて事業提案の内容を審査し、応募者の中から優先交渉権者等を選定します。

(別記)

審査項目		審査基準	配点
事業主体	事業実績等	・提案した事業を確実に実施できる実績・技術を有しているか。 (提案内容と同種同等の事業実績があるか等。)	10 点
	経営状況の 安定性	・財務状況が健全であるか。 ・安定的な資金調達能力があるか。	10 点
事業提案	実現性及び 安全性	・事業のスケジュール及び内容は、実現可能なものか。 ・事業計画と収支計画は現実的なものか。 ・定期借地期間中、長期にわたって安定的に運営できる計画・体制 となっているか	20 点
	基本計画	・「若葉町まちづくり方針」に基づき、まちの魅力向上と地域の活性化に資する活用が計画されているか。 ・ワークショップ※で出たアイデアの実現に配慮した計画となっているか。	15 点
	防災機能	・避難所機能を維持が計画されているか。 ・必要な設備の整備は計画されているか。 ・施設管理者としての役割を果たすための管理計画が計画されているか。 ・そのほか、地域に寄与する提案があるか。	10 点
	地域性	・地域活動拠点機能の維持が計画されているか。 (お祭り等の地域のイベント、スポーツ団体の活動等、これまで可能であった活動に配慮されているか。) ・市内企業の活用を計画しているか。	15 点
	環境	・既存校舎の改修等の施設整備計画は周辺環境に配慮された計画になっているか。 ・運営にあたり周辺環境に配慮された計画になっているか。	10 点
その他	独自性	・上記のほか、特に優れた取り組みが認められるか。	10 点
合計			100 点

※詳細は＜市ホームページ（若葉町まちづくりワークショップを開催しました）＞で確認できます。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/sesaku/1024458/1024469/1006607/1006626.html>

(3) 通知及び公表

優先交渉権者の決定については、該当する応募者に対して文書で通知し、次点交渉権者以下の選定結果についても、それぞれ該当する応募者に対して文書で通知します。

なお、本市ホームページにて優先交渉権者の決定及び選定結果を公表します（公表に当たっては、優先交渉権者以外の応募者は匿名で表記）。

1 1. 基本協定の締結等

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者の決定後、速やかに本市と優先交渉権者との間で、事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）及び公有財産売買契約（以下「売買契約」という。）までの手続等を定めた旧若葉小学校活用事業に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結します。

基本協定の締結後、応募者の提案内容のうち特に本市が必要と認める事項に関する手続があった場合は、当該手続が完了した後に借地契約及び売買契約を締結します。

資料7「旧若葉小学校活用事業に関する基本協定書（案）」参照

※ 標準的な協定条項を示しています。必要に応じて協定条項を調整することがあります。

(2) 事業計画書の提出

事業予定者は、基本協定締結後、公募申込時に提出した企画提案書（様式4）（以下「企画提案書」という。）及び基本協定に基づき、原則として、基本協定締結の日から6か月以内に公募土地における具体的な工事内容や事業運営について記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を本市に提出してください。

※ 事業計画書の内容が企画提案書の内容と異なることとなる場合、事業予定者は、変更の内容及びその必要性を詳細に記載した変更承認申請書を本市に提出し、本市の承認を受けなければなりません（建築内容又は建物の改修内容の変更はなく、詳細設計により面積が増減している場合等は、この限りではありません）。

変更の承認に当たっては、必要に応じて事業提案の内容を審査した委員会の意見を聴取したうえで判断しますが、コンセプトや事業計画が当初の企画提案書から一貫性を欠く変更は認められません。

1 2. 契約の締結等

本事業は、事業予定者が当該市有地にて自主事業として「2. 基本方針（P5）」に即した事業を行うものとします。事業予定者は、令和9年3月31日（水）までに、基本協定に基づく借地契約及び売買契約を同時に締結することとします。

(1) 土地の契約等

① 事業用定期借地権設定契約の締結

借地契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく、20年間の事業用定期借地とします（20年間には、既存建物等の改修工事期間及び当該契約満了時に土地を更地にして本市に返還するための解体工事期間を含みます。）。

② 貸付料（年額） 53,425,000円

貸付料の支払い義務は、借地契約に定める借地権の存続期間開始日から発生するものとします。

貸付料の支払いについては、契約で定める期日までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

支払期限までに貸付料の納付がない場合には、本市が定める遅延損害金相当額を請求します。

③ 貸付料の改定

貸付料は、本市が社会経済情勢及びその他の理由により、その額が実情にそぐわなくなったと判断した時は、原則として5年ごとに改定できるものとします。

④ 保証金 53,425,000円

借地契約時に、保証金として貸付料の年額分に相当する額を、本市に預託してください。保証金は、借地契約に定める事業市者の原状回復義務の履行を市が確認後、無利息にて返還します。

ただし、賃料の滞納等、借地契約に定める事業予定者の債務不履行が存在する場合、保証金のうちからこれを控除します。

また、事業予定者による借地契約に定める原状回復義務の不履行があり、本市が原状回復を行った場合、それに係る一切の費用を保証金から控除することができます。

⑤ 公正証書の作成

借地契約は公正証書によります。

公正証書作成に要する費用は事業予定者の負担とします。

⑥ 事業用定期借地権の登記

借地契約締結後、事業予定者から請求があった場合は、本市が借地借家法第23条の規定による事業用定期借地権である旨の登記に関する委任状を発行しますので、事業予定者は登記に必要な手続をしてください。

事業用定期借地権の登記に要する費用は事業予定者の負担とし、その他詳細は別途協議とします。

⑦ 工事及び供用開始

事業予定者による工事等への着手は、借地契約及び売買契約の締結後に行うこととします。

また、事業予定者は、借地契約に定める指定期日までに指定用途に供することとします。

⑧ 用途指定及び譲渡等の制限

原則として、借地契約に定める借地権の存続期間中は、指定用途の変更※1、第三者への土地の転貸若しくは借地権の譲渡※2又は公募土地に係る建物の増改築等、賃貸若しくは譲渡等を禁止します。

※1 不可抗力や社会経済情勢の著しい変動等を理由とした指定用途の変更等の取扱いについては、資料8「事業用定期借地権設定契約書(案)」及び資料9「公有財産売買契約書(案)」参照

※2 本市の書面による承認を得た場合には、第三者への土地の転貸・借地権の譲渡又は公募土地に係る建物の増改築等、賃貸若しくは譲渡等が可能になる場合があります。

その他、用途指定に関する特約として、借地契約に定める借地権の存続期間中は、公募土地及び公募建物を次の用途に供してはなりません。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用
- ・ 前号に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に

規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

⑨ 契約の解除

本市は、事業予定者が借地契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができます。

⑩ 借地権の存続期間満了時等の土地の扱い

事業予定者は、借地契約で定める借地権の存続期間の満了又は契約の解除時には、自己の費用負担によって、公募土地に存在する建築物（原則基礎杭を含む。）、工作物（擁壁及び境界線沿いフェンスを除く。）を自らの負担と責任において撤去するとともに、立木を根元から伐採（伐根）し、土地を更地にしたうえで、本市に返還してください。

事業予定者は、当該事業用定期借地権の存続期間満了の1年前までに、土地の返還に関する必要な事項について、書面により本市に報告し、了承を得てください。なお、事業予定者による土地の明渡しが遅延した場合には、本市が定める損害金が発生します。

⑪ 新たな契約のための協議

貸付期間が満了する日の2年前までに、事業予定者が賃借を希望し、本市に申出があった場合、再契約について協議することができ、本市が必要と認める場合は、借地借家法第23条第2項で定める事業用借地権を設定した賃貸借契約の締結（再契約）をすることがあります。

ただし、再契約後の貸付料については、新たに設定するものとします。

また、現施設の解体・撤去について協議のうえ一部猶予し、再契約時に引き続き使用を認めることがあります。

⑫ 違約金

事業予定者は、以下に掲げる事項に該当する場合には、年額賃料に相当する額を違約金として支払わなければなりません。

ア 用途指定に関する義務及び借地権の譲渡の禁止等に違反した場合。

イ 公募土地に係る建物の増改築等の禁止等に違反した場合。

ウ 保全義務及び調査協力義務に違反した場合において、是正のための有効な措置を講じるよう催告したにもかかわらず、有効な措置を講じない場合。

⑬ 擁壁等

擁壁及び境界線沿いフェンスは貸与とし、借地権の存続期間中は適性に維持管理するとともに、当該借地期間の満了時又は契約の解除時には土地と併せて返還してください。

公募土地の使用に関し、近隣所有者より苦情のある場合は、事業予定者の費用と責任において解決し、第三者に損害を与えた場合には、事業予定者はその賠償の責めを負います。

⑭ 契約不適合責任

事業予定者は、本募集要項及び物件説明書に記載の内容を全て了承のうえ、物件を借り受けるものとします。借地契約締結後、公募土地に直ちに発見することができない借地契約の内容（面積は除く。）に適合しないものがあることが判明した場合、引渡しの日から1年に限り、賃料の減額を請求できます。

ただし、履行の迫完請求、損害賠償の請求及び契約の解除はできません。

※ その他詳細については、資料7「旧若葉小学校活用事業に関する基本協定書（案）」及び資料8

「事業用定期借地権設定契約書（案）」を確認してください。

（２）建物の契約等

① 公有財産売買契約の締結

事業予定者は、基本協定の締結後、応募者の提案内容のうち特に本市が必要と認める事項に関する手続があった場合は、当該手続が完了した後に、売買契約及び借地契約を同時に締結します。

② 売却価格 ３８，６１０，０００円

（消費税及び地方消費税相当額３，５１０，０００円を含む。）

引渡しまでの間に形状等に変更が生じた場合でも金額の変更は行いません（本市の責めに帰さない事由に限る）。

また、建物は「３．事業対象地の概要（P6）」で示した建物及び附属建物全てを売却することとし、一部だけの売却は行いません。

③ 売買代金の支払

売買代金の支払は、全額一括払いとし、本市が発行する納入通知書により売買契約締結と同時に納付してください。

④ 所有権移転及び物件引渡し等

事業予定者が売買代金を完納した時に、売買物件の所有権を本市から事業予定者に移転します。所有権移転の権利設定登記は、事業予定者の所有権移転登記の請求に基づき、本市が登記の嘱託を行います。なお、権利設定登記に要する登録免許税等の費用は事業予定者の負担とします。

引渡し対象物件は、公募土地に建設されている建物のほか工作物及びその他物品（机、椅子、什器、黒板等）も譲渡対象となります。物件は、売買契約締結時における現状有姿の状態で引渡し、内外装改修及び設備の改修並びに使用しない物品・設備の撤去及び廃棄等にかかる一切の費用は事業予定者の負担とします。

⑤ 契約の解除

本市は、事業予定者が売買契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができます。

⑥ 契約不適合責任

事業予定者は、本募集要項及び物件説明書に記載の内容を全て了承のうえ、物件を買い受けるものとします。

売買契約締結後に、本件建物に直ちに発見することができない売買契約の内容に適合しないものがあることを理由に、履行の追完請求、代金の減額請求並びに損害賠償請求及び契約の解除をすることはできません。

※ その他詳細については、資料７「旧若葉小学校活用事業に関する基本協定書（案）」及び資料９「公有財産売買契約書（案）」を確認してください。

1 3. その他留意事項

- (1) 本市は、天災地変等により、事業用地・建物の全部又は一部を利用する必要が生じた場合など、やむを得ない事情のある場合は、本公募を凍結又は中止する場合があります。
- (2) 本公募及びこれに関する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、市は一切これを補償しません。
- (3) 応募申込書及びプレゼンテーションにあたっての使用言語は全て日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とします。
 - ①「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるのは地方自治法第 208 条に規定する会計年度とします。
 - ②文章中に法律に関する記載がある場合、日本の国内法を指します。
- (4) 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各項目間あるいは募集要項と回答との間で矛盾が生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに市へ届けてください。
- (5) 応募申込者は、本要項に記載された事項について熟知しておいてください。なお、位置図・画地図は参考資料として利用してください。また、土地の利用制限等諸規制については、あらかじめ各自で関係機関に確認してください。
- (6) 図面については、現況と相違している可能性があります。現況と異なる場合は現況が優先します。
- (7) 配置図は、あらかじめ現地の概要をつかむために作成した図で、現況をすべて正確に表したものではありません。施設の位置等現地の状況は、必ず申込者自身で確認してください。現況と異なる場合は、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
- (8) 当該建物は、外壁塗材に飛散するおそれのあるアスベスト含有は確認されていません。ただし、その他特定建築材料が使用されている可能性がありますので、十分注意の上、建物の改修・解体等を行う場合は、関係法令に基づき、事業予定者の責任と負担においてアスベストの分析調査を実施し、適切な対応をしてください。
- (9) 事業予定者を義務者として課される公租公課は、事業予定者の負担となります。内容については、関連機関に確認ください。
- (10) 事業予定者は、その責任において、地域の住民等へ計画案について十分に説明する機会を設けてください。
- (11) ホームページの URL は、令和 7 年 11 月上旬に変更が予定されています。変更後は、本要項も更新いたしますのでご注意ください。

III. 添付資料

- 資料 1 関係図面
- 資料 2 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（案）
- 資料 3 防災設備配置図
- 資料 4 マンホールトイレ配置図
- 資料 5 応急給水栓平面図・立面図
- 資料 6 応募書類作成の手引き及び応募様式
- 資料 7 旧若葉小学校活用事業に関する基本協定書（案）
- 資料 8 事業用定期借地権設定契約書（案）
- 資料 9 公有財産売買契約書（案）